| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 近畿地方整備局 | 琵琶湖河川事務所 | 大津市 | 淀川上流（滋賀県境から上流）のうち、大戸川ダム工事事務所の管轄区域を除く区間 | 改良工事及び維持修繕その他の管理（淀川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。）並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務 |
| | | | （略） | （略） |
| （略） | | | | |
| 九州地方整備局 | 鹿児島国道事務所 | 鹿児島市 | 一般国道三号、十号、五十八号、二百二十号、二百二十五号及び二百二十六号 | 改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。） |
| | | | （略） | （略） |
| （略） | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 近畿地方整備局 | 琵琶湖河川事務所 | 大津市 | 淀川上流（滋賀県境から上流）のうち、大戸川ダム工事事務所の管轄区域を除く区間 | 改良工事及び維持修繕その他の管理（淀川ダム統合管理事務所の所掌に属するものを除く。）並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務 |
| | | | 淀川天ヶ瀬ダム | 改良工事 |
| | | | （略） | （略） |
| （略） | | | | |
| 九州地方整備局 | 鹿児島国道事務所 | 鹿児島市 | 一般国道三号、十号、五十八号、二百二十号、二百二十五号及び二百二十六号 | 改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。） |
| | | | 薩摩川内市道隈之城・高城線（天大橋） | 修繕工事（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。） |
| | | | （略） | （略） |
| （略） | | | | |

**附　則**

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

**○国土交通省令第三十一号**

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （事業振興部の所掌事務） | （事業振興部の所掌事務） |
| **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 | **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 |
| 一～四十二　（略） | 一～四十二　（略） |
| 四十二の二　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 | （新設） |
| 四十三～五十七　（略） | 四十三～五十七　（略） |